

日露開戦に伴う引揚者に対する「救恤」、一九〇九年

井竿富雄

(山口県立大学国際文化学部国際文化学科准教授)

はじめに

- 一 議会での救恤要求運動
 - 二 救恤法の制定
 - 三 被害の審査と救恤金交付
- 小括—その後の展開を視野に入れて—

はじめに

国家の行為には、時に犠牲が伴う。しかし、国家の不法行為責任は、日本国家において容易に認められたことではなかった。明治国家において、このことは自明なことではなかったのである⁽¹⁾。国家の行為で最も国民に犠牲を強いる戦争においては、さらに国際法上も国家の無答責が常識視されていた。

ところが日本国家は、戦争に伴う国家の賠償責任を否定しながらも、戦争に伴う被害を被った自国民の一部に対して「救恤金」を給付する制度を作り出すことになった。本論文は、この制度の最初となった、一九〇九年に制定された「明治三十七八年戦役ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」について、政策の形成・法律の制定・執行にかかるプロセスを明らかにしようと試みたものである。

一九〇四年、日露戦争が勃発した。この結果、戦場となった朝鮮半島・中国東北部や、敵国となったロシアに在住する邦人は日本へ引き揚げなければならなくなった。場合によっては直接の帰国を禁じられ、ロシア官憲に拘束されてヨーロッパロシアからドイツへ引き渡されてしまうという、地球半周にもなるルートで帰国させられた者もあった⁽²⁾。ほかに、軍の御用船として徴用され、

その結果撃沈された船舶も存在した。日本の領土内において日露間の開戦による被害は皆無であったものの、このような戦争被害が存在したのである。

以下明らかにしていくように、これらの被害を被った者は、政府に対して損害補償を求めた。しかし、当時の日本は、最初からこれらの要求に対処したわけではない。長期間、「財政事情」や「法的責任のないこと」を理由に被害者への経済的救済を拒んできた。ところが一九〇九年の法制定によって、日本政府は方針を転換した。被害の地理的・内容的な線引きを行い、被害の一部に対して恩恵的な「救恤金」を交付する形で経済的救済を試みるようになった。「救恤」はあくまで恩恵的なものであり、賠償ではなく、被害者にも権利性が生じないものだった。

日露戦争時期に関しては、日露間の戦闘によって被害を被ったロシア人に対して、外交上のトラブル処理として「救恤」を行った実例が知られている⁽³⁾。しかし、今回扱う国内法については、先行研究はほとんど存在しないと考えられる。この法律を先例として作られたロシア革命・シベリア出兵での在ロシア邦人損害に対する「救恤」法令については、清水恵氏が先行研究を発表している。筆者もまた不十分ながらこの問題について拙稿を発表したことがある⁽⁴⁾。これらの先行研究が扱った、一九二二年、一九二三年の法律の先例となった一九〇九年の日露戦争損害「救恤」法令について扱うことは、戦争被害救済の歴史を考える第一歩になるものと考えている。

本論文は、まず議会への救恤要求運動について明らかにする。政府側は拒絶から一転し、救恤法令が制定される。ここまでは議会でのやり取りが中心となる。そしてこの法令の制度について概観した後、現実には法律が執行され、具体的に日露戦争被害者が救済されるまでの流れを追うことになる。最後にここまでのまとめと考察を行い、今後の課題が提示される。

なお、ここでは法律・公文書上使われる言葉の「救恤」と、経済的な損害への給付としての「救済」を同一のものとして用いる。

一 議会での救恤要求運動

日露戦争引揚損害に対する経済的救済としての「救恤」は、容易に政策として動き出したわけではない。ここに至るまで、議会において長期間議会救恤要求請願が続けられたのである。本節ではまず、この三年にわたる救恤要求運動について明らかにしなければならない。

一九〇六年、日露戦争の被害に対する救恤請願が提出された。この請願の紹介議員であった島津良知議員は以下のように述べた。曰く、義和団戦争では清の賠償金を受けられたが、日露戦争では賠償はなかった。しかし、居留民は開戦によって財産を放棄して避難しなければならなかったのであるから「恰モ東北ノ飢饉ト同ジヤウニ之ヲ天災ト云ハナケレバナラナイ」。多額ではなくても金銭的な救済があれば「何トカ幾分ナリトモ御救助ニナレバ浦塩方面ニ於テ貿易ニ従事スルモノモ安ンズル所アルヤウニ思ヒマス」。そしてこのようなことは「一万人ノ同胞ヲ救ヒ兼ネテ東洋貿易ノ発展ヲ見ルコトニナルト思ヒマス」。この質問は、当時の在ロシア日本外交官憲が、開戦直前まで居留民に引揚を命じなかったことも理由にあるのではないか、という問題と重ねて論じられていた。

ところがこれを受けた、外務省出身の倉知鉄吉政府委員の意見は次のようなものだった。義和団戦争では清から賠償金を得られた。日露戦争でロシアからは賠償金を得ていない。戦争が終結した以上、ロシア政府に賠償は要求できない。「戦時ノ時ハ天災ト同ジヤウニ政府ハ賠償ノ責任ガナイ」のである。救済は「海外的事業発展ニ影響スルモノ」だから行うのか、それとも引揚者が困窮しているからやるのかが明快でない。そして、救恤は財政のかかわることであるから大蔵大臣と打ち合わせて意見を聞いてほしい、というに留めたのである⁽⁵⁾。請願書自体は議会を可決したが、結局政府側は何の対策も取らなかった。

一九〇七年、議会に再度救恤請願が提出された。福井三郎議員は、前年に議会で同趣旨の請願が通ったので、「政府ハ其後一年ヲ経タル今日ニ於テハ、少クトモ之ニ対スル相当ノ処置ヲ執ッテ居ル筈ニ承知致シテ居ル」と皮肉を交えて、救恤しない理由を尋ねた。昨年に続き答弁した倉知政府委員は、次のように語った。日露戦争では、ロシアの不法行為による損害と、ロシアの不法行為によらない戦争被害がありうる。前者は戦争後には問うことができない。後者は更に問えない。それに「先ヅ理窟ヲ申上ゲルト各国ガ自国人ガ戦争ノタメニ受ケタ損害ニ対シテ、必ズ救済シナケレバナラヌコトハナイノデアリマス、其時ノ

財政ノ都合、損害ヲ受ケタル人間ノ情状等ニ照シテ、若シ救済シ得ルナラ救済シヤウシ、救済シナイト云フ時ニハ救済シナイコトモアル、救済ノ必要ガアルカドウカト云フコトハ、又政府ニ於テ救済スル資力ガ有ルカ無イカト云フ問題ニ帰著スルデアラウト思フ」。これには前述の島津議員が登壇し、「唯一言ノ下ニ政府ハ都合ニ依ッテ救済スルコトガ出来ナイト云フヤウナ、無情ナル不親切ナル御答弁ノ下ニ勿付ケテ、一モ顧ルコトガ出来ヌト云フコトハ、誠ニ吾々ハ将来外国へ渡ッテ、サウシテ種々ナル營業ヲ致シ、所謂彼ノ地ノ金貨ヲ我国ニ輸入スル、未来ノ即チ外国貿易ト云フ上ニ於テ、将来非常ナ影響ヲ及ボスコトデアラウト考ヘマス」と反発した。その上で、ロシアでも個人の損害に対する救済が実行されていると述べた。

しかし、大蔵省の荒井賢太郎政府委員は、日露戦争ではロシアから賠償金を受け取れなかった以上損害賠償は困難である、と答えた。そして「之ニ対シテ救済スルト云フコトハ如何ニモ困ルノミナラズ、是ハドノ位ノ範圍ニ涉リマスカ殆ト今日測定ガ付カヌト云フ有様」と、損害を申し立てる人数が最終的にどの程度になるものか不明である点を強調した。荒井委員は、貿易促進のための政策遂行など「全体ニ対シテ便利ナ途」は取れても、個人損害に対しては政府は財政上できないと述べたのである。これに対して森肇議員が、損害の人数が今すぐ確定しなくても、戦争被害が確認されるものに対して国家が救済の道を講じなければ「海外ニ於ケル貿易ノ発達ト云フモノノ上ニ於テ、非常ナ我同胞ハ危険ヲ感ズルコトニナル」のだと異議を申し立てた。国家は邦人を見殺しにしているという主張には、先に述べた倉知政府委員のほうが発した。倉知委員は「無論政府ニ於テモ十分被害者ニ対シテ同情ヲ表スルコトハ、決シテ議員諸君ト変ラヌト思ヒマス、併ナガラ是ハ要スルニ金ガアルカナイカト云フ問題ニナル」と感情的とも思える姿勢を見せた。かくしてこのときも全会一致で請願は委員会を可決したが、結局政府側はなにもしなかった⁶⁾。

同じ一九〇七年には、北海道庁長官など七名の地方官からも、連名で西園寺公望外相・阪谷芳郎蔵相へ上申が届けられていた。内容は、ロシア軍に攻撃された日本の船舶損害に対する請願だった。上申書は、日清戦争時に救済の前例があると述べつつ、「均シク同種ノ事件ニシテ同一ノ損害ヲ蒙リタルモノニ対シ一ハ相当ノ保護ヲ加ヘ一ハ此俟措テ省ミサルカ如キハ本官等ノ情ニ於テ忍ビ難

キ所ナルノミナラス亦理ニ於テ放擲スヘカラサル義」であるから、何らかの処置を講ずるべきだという内容である。しかし、当時の政府は「右ハ帝国政府ニ於テ補償スヘキ筋合ノモノニ無之ニ付詮議相成難シ」と一切取り合わなかった⁷⁾。当時の政府側は一貫して、戦争による民間人の損害に対して国家は補償しないという態度を崩すことはなかったのである。

一九〇八年二月、三度目の請願が議会に提出された。請願は、複数の政策領域にあたると判断され、「連合分科会」で審議された。ここには政府側に対して、「第二二議会でも同趣旨の請願を採択したにもかかわらず政府が無作為なのはなぜか」「日本政府は、日本人がロシアによって被った被害を調査していない。調査・救済をすべきではないか」という質問が提起されていた。しかし、前述の倉知政府委員は「是ハ調査ヲ果スト云フコトハ甚ダ困難デアリマス、若シ損害者ニ救済金ヲ下附スル目的ガ立ッテ居リマスレバ、ソレニ依ッテ調べルコトモ無論出来ルノデアリマス、併ナガラ随分大勢ナ人デアリスカラ、正確ナ調査ヲシヤウト云フニハ大変ナ金モ入リマスシ、ナカナカ容易ナ事業デハナイノデアリマス」と述べて、被害状況・人数などの調査を拒否した。ロシア側では戦争被害へ救済を実行しているという話に対しても、よく分からない制度だとしか答えていない。さらに追い討ちをかけるように、大蔵省の塚田達二郎政府委員はよりあからさまな本音を出した。国家の財政状況が豊かではない上に、増税を繰り返しているので、このような形で被害者救済を実行するのは「是ハ一ツノ災難」とまで述べて救恤を拒否したのである。「一旦其例ヲ開キマスルト、遂ニハ斯ウ云フ救済金ト云フモノハ多額ノ救済ヲ国家カラ支出セヌケレバナラヌト云フコトニナッテシマッテ、サウシテ国庫ハ其負担ニ堪ヘルコトガ出来ナイコトニナラウ」と言うのであった。ところが反面、塚田政府委員は「損害ノ程度ヲ調べマシテ、其損害ニ対シテハ国庫カラシテ救済ヲシテモ宜シイト云フコトニ法律カ何カガ出マシテ、其法律ガ公布セラレタナラバ、ソレハ支出サレヌコトハナカラウ」という言葉を口にした。議会在請願を可決しただけでは政府は拘束されない。しかし、法律が制定されれば何らかの措置を取らなければならないのであった。

この言葉が言質をとった形になって、この委員会に「個人損害金給与ニ関スル法律案」なる法案が提出された。総額五〇〇万円の「損害金」を国庫から支

出させようという法案である。政府側として倉知政府委員は「財政ノ都合上何分損害金又ハ救恤金ノ如キ物ヲ下附スルコトハ、甚ダ困難デアルト云フコト」、また、被害者に損害賠償請求権はないこと、「個人ガ損害ノ届出ヲスルハ何時モ掛値ガアル」こと、審査などで手間がかかることを理由に反対した。この法案は資金総額を三〇〇万円に引き下げ、「損害金」を「救恤金」と改めるなどの修正を経て可決されたのだが、結局本会議にも送られずうやむやになった⁽⁸⁾。

ここまで述べたように、議会は繰り返し日露戦争民間人損害への救恤請願を可決したが、政府側は救済を拒絶し続けた。それでも救済請願運動が止まらなかったのには、政府側にも態度のぐらつきがあるように感じられたからではないか。一九〇八年七月二五日、日露戦争開戦時にウラジオストックからの邦人引揚を指揮した川上俊彦(このときはハルビン総領事)は、寺内正毅外相臨時代理に書簡を送った。この中では、在留邦人の請願運動に対し、「従来当局ノ一部ハ其方針ヲ明確ニ懇示セス各請願者ニ対シテ常ニ思ハセ振りノ態度ヲ採リ彼等ヲシテ其願意ノ成否ノ判定スル能ハス徒ニ五里霧中ニ彷徨セシムルノ憾」がある、と述べていた。川上は、政府側が救済する気が全くないのならば、「政府方針ノ在ルトコロ御明示相成リ彼等ヲシテ此際断然絶念セシメ将来無益ノ煩勞ト出費トノ為メニ疲弊セシメサル様」にしなければならない、と強調し、政府側の明快な「救恤拒否」の態度表明を迫っていた。この書簡への書き込みから、政府内部には多少の救済はやむをえないのではないか、という意見があったことがわかるのである⁽⁹⁾。

政府側は公式にはあくまで「救済拒否」は揺るがない前提だった。しかし一九〇九年の議会終盤、日本政府は突然「きわめて限定された範囲での救済」に転換した。次の節ではこの転換から救恤法令制定までの過程を扱う。

二 救恤法の制定

前節で述べてきたように、日露戦争終結直後から、ロシア在留邦人たちは議会への請願などを通じて、日露戦争開戦に伴う民間人被害の救済を求めてきた。だが、日本政府側はこの要求を一切拒み通してきた。それは、国際法上民間人

の戦争被害に対する国家の賠償責任はない、ということと、日露戦争後の財政難が挙げられていた。

ところが一九〇九年、突然この政府方針に転換が現れた。救済対象を線引きし、その上でさらに国家の賠償責任(逆に言えば個人の賠償請求権)を否定した「救恤」という方式が取られることになったのである。それはどのようにして起こったのだろうか。本節ではこの問題を扱っていくことにする。

一九〇八年十一月、前節末で登場した川上俊彦は小村寿太郎外相と会見した。この席で小村外相は概略次のようなことを述べていた。救恤は財政上よくない。もしこのようなことを政府が行えば「将来ニ向テ面白カラサル先例ヲ造ルノ虞」があるから、現内閣ではこの問題は扱わない。だが、自分一個の考えとしては「這般不測ノ損害ニ対シ何等救済ノ策ヲ講セサルニ於テハ我商估ヲシテ対外貿易上常ニ不安ノ念ヲ抱カシムルコト無キヲ保セス其結果ハ我国運ノ消長ニモ関スル処少カラサル次第ニ付政略上寧ロ之ヲ救恤スルヲ以テ得策ニ非ラスヤ」と考えている。昨今検討中であるが、「請願者カ自分ノ言ニ望ヲ属スルカ如キコトアリテハ迷惑千万」、というのであった⁽¹⁰⁾。

このような政策転換の兆しを知らないまま、議会では救恤請願が続いていた。一九〇九年の議会で「日露戦役中個人ノ損害ニ対スル救済ニ関スル質問主意書」と「日露戦役個人救済ニ関スル建議案」が提出されたのである。建議案は党派を超えた形で提出された。島田三郎議員はこの建議案の提出趣意を以下のように述べたのである⁽¹¹⁾。ロシアからの居留民引揚が遅れたのは、居留民自身がロシアに日本の動向を悟られまいとして意図的に遅らせたのではないか。将来的に再びこのような事態が起こったときに「総テ国家ノタメニ犠牲トナルト云フ国民ノ精神ヲ留メテ置キタイト云フコトデアレバ、斯ノ如キ場合ニ狼狽セズ、徐ニ犠牲トナルト云フ覚悟ヲ示スベキ政略ヲ取ラレンコトヲ本員ハ政府ニ向ッテ望ムノデアリマス」。そして、損害高を厳正に審査するというならば問題はないが、「若シ之ニ反シテ其金額ガ巨大デアルガ故ニ、調査中ト云フコトデ時日ヲ遷延シテ之ヲ泣寝入ニセシメント云フヤウナコトデアッタラバ、堂々タル帝国政府ノヤルコトデハナイト思フ、償フベキハ償フダケノ決心ガ無ケレバナラヌ」。しかもロシア側は民間人の損害に対し救済を行っている。もしロシア人に債務を負っている日本人が、このような救済制度が日本にないゆえに支払い不能に

陥っていたらどうするのか。「是ハ唯其人民ノ恥ヅベキバカリデハナイ、日本帝国ノ汚辱デアルト本員ハ信ズルノデアリマスカラ、是ハ信用問題デアル、義不義ノ岐ルルトコロノ問題」である。島田議員は、ロシアにも救済制度があることを指摘しつつ、今後国民の国家に対する忠誠心を保持しておきたければ、国家は犠牲になった国民を見捨てないという態度を取るべきであると述べていた。

この建議案が衆議院の委員会にかかった一九〇九年三月一日、政府の考えを問われて答弁した倉知政府委員は初めて政府の政策転換を示唆した。すなわち、一昨年と去年は「救恤せず」という方針だった。だが「昨年一昨年ト少シ政府ノ考ガ違ッテ居ル」、具体的には「目下是等ノ損害ニ対シ救恤ヲ与フベキヤ否ヤ、若シ之ヲ与フベシトスレバ其範囲及ビ程度如何ト云フコトヲ、併セテ研究シテ居ル」と答えたのである。一切の救済措置を拒否する姿勢からの転換だった⁽¹²⁾。

実はこの年の一月には、政府は政策転換を決めていた。桂内閣の桂太郎蔵相(兼任)・小村寿太郎外相は、桂首相宛に民間人戦争被害救済への閣議決定請求を行っていた⁽¹³⁾。そこにはこのような文言が記されていた。長いがこの部分を引用する。

「抑国家カ此種ノ損害ヲ救済スヘキ何等ノ義務ヲ有セサルコトハ言ヲ俟タサル所ナリト雖今回ノ被害者ハ其大多数ハ西比利亞滿洲等ニ在留セル商工業者ニシテ彼等ハ最後迄開戦ノ事実ヲ夢想スルノ機ナク突然開戦ノ報ニ接シ急遽該地方ヲ引揚ケ財産ノ殆ト全部ハ之ヲ遺棄スルノ止ヲ得サルニ至リタルモノニシテ事情頗ル憫察スヘキモノ有之候ノミナラス若シ政府ニ於テ此等被害者ニ対シ幾分損失ノ実ヲ表スルトキハ仮令其金額ハ損失ヲ補償スルニ足ラストスルモ海外ニ於テ業務ニ従事スル者ヲシテ国家ノ庇護ノ厚キ其不慮ノ災厄ハ決シテ之ヲ座視スルモノニアラサルコトヲ知得セシメ我對外発展上ニ及ホス良影響ノ決シテ尠少ナラサルヘキハ疑ヲ容レサル所ニ有之加フルニ露国政府ニ於テモ亦日露戦役ニ際シ同国官民ノ被リタル損害ニ対シ相当ノ救済ヲ与ヘツツアル事例モ有之候ニ付此際帝国政府ニ於テ一定ノ金額ヲ限り右ノ範囲内ニ於テ被害者ノ救済ヲ実行スルヲ適當ナリト思考致候」

国家には救済義務はない、しかし商工業者の事情は同情すべきである、そし

て少額でも補償することが「国家の庇護」を実感させる。ロシアでも同様の措置は取られている。ただこれはすべて、議会側が救済を求めてくる際に提起し、政府側が拒絶してきた議論だった。ここで政府側は議会側の言い分を取り込むことにしたのである。ただし重要なのは「一定ノ金額ヲ限り右ノ範囲内ニ於テ」ということであった。このときの閣議請求書では、救恤金総額は当初三〇〇万円とされたが、二〇〇万円に減額されていた。実はこの時点ではこの閣議請求書は撤回され具体案を詰めていく方針だけが決められた⁽¹⁴⁾のであるが、限定的な経済的救済だけは実行されることが一九〇九年初頭には既に決定されていたのは確かである。このことが、議会での政府委員答弁の背景にあった。

一九〇九年三月九日、桂内閣は以下のように議会で声明する方針を固めた⁽¹⁵⁾。

日露戦後ニ関スル損害ハ政府ニ於テ之ヲ賠償スルノ義務ナキコト勿論ナリト雖露領亜細亜、満洲及韓国北部ニ在リシ帝国臣民ハ開戦ノ際急遽該地方ヲ引揚ケサルヲ得サルニ至リシ者ニシテ其情状最モ憐ムヘキモノナルヲ以テ是等帝国臣民ニ対シテハ政府ニ於テ恩恵トシテ其損害ノ幾分ヲ救済スルコトヲ至当ナリト認ム就テハ日露戦後ニ関スル損害中前記地方ニ在リタル帝国臣民カ開戦ノ際引揚ケノ為ニ被リタル損害ニ限り政府ニ於テ若干ノ救恤ヲナスコトトシ且其金額及救恤ノ時期等ハ追テ十分ナル調査ヲ遂ケタル上之ヲ定ムルコトニ決定スヘシ

この内容は翌日、小村寿太郎外相の答弁という形で議会で声明された⁽¹⁶⁾。ここで政府側は、救恤対象を厳しく限定した。すなわち地域・損害の種類(ロシア領アジア・満洲・朝鮮半島義州方面からの引揚損害のみ)、そして時期(開戦の際)の条件を満たさないものは救恤対象にしない、ということである。

この政府方針には議員から異議が上がった。金尾稜巖議員は、朝鮮半島の引揚損害を限定するという方針に対し「恩恵ヲ受クル者ト受ケ得サルモノトヲ謂レナク區別スルカ如キハ本員等ノ服スルヲ得サル所ナリ政府ハ宜シク公平ナルヲ要ス」と述べて、朝鮮半島全域を救恤対象にしてほしいと要求した。

一九〇九年三月一九日、政府提出法案として救恤法案が出された。法案第一条は「露西亞領亜細亜、清国満洲及韓国義州方面ニ在留シタル帝国臣民ニシテ明治三十七八年戦役開始ノ際為損害ヲ被リタル者」にのみ救恤金を出すこと、

救恤金総額は一〇〇万円ということが決められていた(その他については次節で論ずる)。説明に立った倉知政府委員は、「政府ハ戦争ノ際ニ被リマシタ損害ニ対シテハ、原則トシテ賠償ノ義務ヲ認メナイノデアリマス」と言い切った。被害の地理的限定については、法案提出前に政府が行った事前調査においても異議があったらしいが、倉知委員は「政府ハ此主義ハ堅ク守ルコトニ決心致シマシタ」と述べたのみだった。前述の金尾議員などは、朝鮮半島の城津(現・北朝鮮の金策)も救恤対象にすべきだと述べた。また清水市太郎議員は「必ズシモ固ク執ッテ戦争前トカ、韓国ハ義州方面ニ限ルトカ、陸上ニ限ッテ海上ノ船舶ニ及ボサヌト云フ理由ヲ固ク執ッテ動かザル程ノ理由ガナイト思ヒマス」と政府側の硬直した態度を批判した。しかし、政府側は頑強に「趣意上敵ノ陸海軍ノ攻撃ニ因ッテ戦闘ノ結果ハ救恤シナイ、気毒デアルガ戦闘ノ惨禍トシテ是非ハ我慢シテ貰ヒタイ」という趣旨を繰り返すだけだった。上埜安太郎議員は「引揚ノ際ニ被ッタモノモ、ヤハリソレモ戦争ノタメニ生ジタ結果ダカラ仕方ガアリハセヌカト思ヒマス、同ジヤウナ理由ニナリハセヌカト思ヒマス、ソレハ程度問題ダラウト思ヒマス、戦争カラ来ルノハ同ジコトデアルカラ、其結果トシテ両方トモヤルナラバヤルトナサルガ宜イ」と異議を唱えたが黙殺された。委員会は法案第一条を「明治三十七八年戦役ノ際ニ露西亜領亜細亜、清国満洲及韓国等ニ在留シタル帝国臣民又ハ本邦船舶ニシテ直接ノ損害ヲ被リタルモノニ対シテハ本法ニ依リ救恤金ヲ下附ス」と修正した。朝鮮半島の区域限定をはずし、船舶損害を追加したのである。

ところがこの修正案が本会議に戻ってきた際、長島鷲太郎議員は突如委員会の修正を撤回し、政府原案に賛成すると言明した。続けて元田肇議員は「空シク案ノ潰レルコトハ甚ダ遺憾ニ存ジマスカラ已ムヲ得ズ原案ニ賛成シテ少クトモ活キルヤウニ致シタイ」と述べて、衆議院は委員会修正をすべて抹消し、政府原案に戻して通過させたのである⁽¹⁷⁾。長島・元田議員は双方とも政友会所属である。桂内閣との協力関係を重視した結果であると推察されるが、今の時点では不明である。

貴族院の委員会では、より直截な本音が政府側から発せられた。被害者の損害金額は算定方法などで相違があろうが、救恤対象となる人数にさほど変化はないのではないかという質問に対して、政府側の倉知政府委員は「西伯利及満

州ニハ無知無識ノ徒又ハ世ノ指弾ヲ受クル輩少カラス是等ノ者ノ届出ハ全然虚偽ナルモノ多キニ居ルカ故ニ多数ノ人員及金額ヲ減シ得ヘシ」、そのために委員会を設置して公平に審査する、と述べていた。

浅田徳則議員は、要するに政府側の線引きは、在外官憲が開戦の危機到来を知らせなければならなかったのに「外交上ノ機密ヲ要スルモノアルカ為故意ニ之ヲ秘セル」結果引揚を余儀なくされたものに限り、「戦役ノ開始ヲ知ラハ各自警戒シテ其ノ禍難ヲ避クルコトニカムヘキニ拘ラス事是ニ出テサリシ」人や「海上ニ在リテ開戦ノ布告ヲ知ラス或ハ知り得ヘキニ拘ラス知ラスシテ敵ノ攻撃ニ遭遇シ其ノ船貨ヲ喪ヒシ者」は対象外とするということなのかと質問した。政府側はそういう理解だと答えている。

しかしこれに対して、衆議院で問題になった朝鮮半島城津の実例が再度挙げられた。室田義文議員は、城津は開戦直前に航路が停止し、さらに日本の官憲が動揺しないように呼びかけたためロシア軍の攻撃まで邦人引揚ができなかったのだと述べて、政府側がこの地域を除外することを批判した。これに対して、倉知政府委員は「本案中ニ城津ヲ加フルトキハ勢敵艦ニ撃沈セラレタル船舶載貨ヲモ加ヘサルヲ得ス畢竟衆議院ニ提出セラレタル建議案ト同一趣旨ニ帰著スヘキヲ以テ政府ハ反対ナリ」と言い、小村外相も城津は「海上ニ於テ開戦ノ事実ヲ知ラスシテ撃沈セラレタルト性質ヲ同シウス」、と述べたのである。線引きを動かせば救恤範囲が拡大し、開戦に伴う損害も対象にしなければならないことは明白だからという本音であった⁽¹⁸⁾。

かくして日露戦争の引揚損害救恤法は政府原案通り議会を通過した。日本政府側はこれまでの「一切救済せず」の政策を転換し、被害の種類を厳格に線引きし、救恤金の総額を決定する形で一部損害に対する「救恤」を行った。この過程では、救恤を求めて来た側が展開した主張をかなりの部分取り込みながら、最終的には国家が救恤するか否かの主導権を握る形式になっていた。この法律が現実にどのような形で執行されたかについては、次節で論ずる。

三 被害の審査と救恤金交付

一九〇九年四月、日露戦争引揚損害救恤のための法律三八号が成立した。その後、具体的な手続きや、救恤金の査定を行う機関の詳細を記した勅令一〇七号も発布された。ここでは、制定された法律・勅令がどのように執行されていたかについて考察していく。具体的には、法律によって設立された機関「救恤金査定委員会」の動きと、実際の救恤申請に対する審査の状況を、筆者が現在居住する山口県から出された分について試みに出してみたい。救恤金査定委員会は、作業終了後外相経由で閣議に提出された査定の経過についての記録がある。このようなものを見ることで確認していく⁽¹⁹⁾。

法律を制定したら、まずは国民への周知が必要だった。救恤法について周知するために新聞への掲載が行われることになり、そのための素案が作られた⁽²⁰⁾。以前に救恤を要請するため、被害内容や証拠を送付した者については、二度手間を省くため、新法に基く救恤申請書を書き、以前に添付した証拠資料・文書の目録を送付すればよいことにされた。また、救恤申請書には、窓口となる地方当局などの「副申書」添付が求められた。

救恤金査定委員会は、外務省五人、大蔵省三人の委員で発足した。大正時代の救恤法令では、救恤金を審査する機関には農商務省や陸海軍など、関係機関が複数入っていくことになるのだが、このときはきわめてシンプルなものであった⁽²¹⁾。救恤金査定委員会委員長は外務次官(具体的には石井菊次郎)が就任した。

救恤金査定委員会は、まずは救恤についての具体的な方針を定め、その後「主査委員」を互選した。この主査委員が個別の救恤金申請書を審査し、救恤金額の査定にあたった⁽²²⁾。主査委員が作成した救恤金額の査定案が全体の委員会で了承され、政策として決定されるシステムであったことがわかる。また、この審査過程で具体的な事例についての問題が出現した場合は、委員会で承認を受けるかたちで処理されていた。このような方式で決定された方針は、その後の救恤金関連法令でも先例として機能していた⁽²³⁾。

ただ、具体的な被害額の審査はきわめて困難であった。主査委員は当初、申請書に書かれている被害物品の市価を考慮して被害金額を決定した。ところが「損害品ノ数量及品目ニ関スル申請書ノ記述ハ殆ント信ヲ措キ難キモノ多ク又添附セル証拠書類ニ依ルモ実際ノ損害ヲ明確ナラシムルニ足ルモノ甚タ尠カリ

シ」という状態であてにはならなかった。

そのため委員会は査定の方法を変更した。数種類の職業について、営業設備・家具や什器・機械などに分類して標準価額を定め、さらに副申書や提出書類から算出することにした。委員会も独自に「引揚人名簿、浦潮月報、海外実業者調査書等数多ノ参考資料」を入手した。また、在外公館から方法についての意見具申があったのでこれらの具申も取り入れた。その結果、副申書に「寛厳区々タルノミナラス往々十分ニ信抛スヘカラサルモノアル」場合があることがわかったとして、副申書はあまり信用されなくなった。また、自営業者などについては、営業状況を鑑札や納税額で判断することとされた。その結果、申請書は次のような方法で審査されることになった。

- ①申請書の内容を審査する。以前に要請を提出したものについては、以前の書類と対照する。「職業又ハ稼業、在留地、在留期間引揚年月日及引揚ノ経路等」の異動をチェックする。
- ②営業等級・鑑札税金額・家族や使用人の数を標準として営業規模・生活程度を判定する。
- ③さらに諸般の参考資料を調査し、個別の場合について申請額に対するそれぞれの比率を勘案して査定額を算出する。

以上のような大枠で救恤申請書は審査されることが決まった。これらのことは前例がないため、すべて手探りで進められていたのである⁽²⁴⁾。

具体的に、どの損害が救恤対象になるか、ということは主査会でチェックされていた。救済対象となる被害の種類はここで厳しく絞り込まれていた。長期間かかって引き揚げた人物には、帰国途中で入手し、再び紛失したものなどもあったはずであるがこれは被害として認められなかった。将来的に入手される可能性のあった利益、いわゆる「得べかりし利益」も損害としては認められなかった。雇用したものに対する給与の前払いも損害とされなかった。ただし、反面で内縁の妻について請求権を認めたと見え、雇い人の逸失損害を雇い主が一括して救恤申請するのは認めなかった⁽²⁵⁾。このように、厳しく救恤対象の限定を図りつつも、被害者の権利を保護するための措置も取られていた。

また、当初政策的に決められたことと異なる決定がなされたこともあった。法律では、朝鮮半島の北西部(清との国境近辺)、満州、ロシア領アジアと定められていた。ところがそれには必ずしもあてはまらないサハリンから引き揚げた者に対する救恤申請を認めたのである。しかもサハリンは「戦役開始後二三ヶ月ニ至リ引揚ケタルモノナルモ」認められた。これは開戦後引揚を余儀なくされても救恤の対象から執拗にはずされた朝鮮半島城津とは異なる対応である。なぜ城津は不可でサハリンは救済対象となったかについて、現在のところは不明である。また、主査会は、早めに引き揚げることでできたウラジオストック・旅順にいた居留民については、他より有利な条件で帰国できたことを理由にしてかなり救恤金額を減額した⁽²⁶⁾。委員会はこのようにして「前後十数回」会議を開催し査定額を決定したのだが、当初案はそれでも総額が法定総額上限の一〇〇万円を超えた。そのため、委員会はここで「さじ加減」を行った。「其職業ノ実著ナラス且最誇大ナル損害額ヲ申請シタル貸座敷業、料理業飲食店等」の救恤金額を削減したのである⁽²⁷⁾。

この間、在留邦人側もおとなしく待っていたわけではなかった。外交史料館の史料には、このような石井菊次郎外務次官(救恤金査定委員会委員長)宛電報が綴じ込まれている。

「個人損害救済金下附ニ付種々運動スルモノアリトノ噂アリ御注意ヲ乞フ我々偏ニ閣下ノ高明ナル御審査ヲ仰ク」

これは、当時の有力な在ロシア商人島田元太郎を中心とするグループが一九一〇年六月に発送したものである。島田は重ねて石井宛に書簡を送り、「他方面ノ被害者中ニハ猥ニ他ヲ排シ私ニ儕ヲ陥レ事実ヲ捏造スル等ノ手段ヲ採リ以テ偏ニ自己ノ救恤下附金ノ多カラン事ニ努メツツアル者アリトノ風説」がある。しかしこのような運動に惑わされてはならない、と書いていた。一見すると中立的に見えるが、他方面の被害者は「戦役開始ノ当時引揚汽船ノ到来ヲ俟テ帝国貿易事務官其他ノ保護ノ下ニ帰国」したものだからわれわれより救恤金が多くなるべきではない、というような記述が続いていた⁽²⁸⁾。

委員会に届けられた申請書件数は一六七九件だった。そのうち、救恤不可八九件、重複申請廃棄二四件などを除き、一五五七件が救恤を認められた。救恤金申請書に書かれた被害総額は一七四四万円あまりであったが、救恤が認めら

れて支払われた救恤金総額は九九九九七円となっている⁽²⁹⁾。

具体的に個別の救恤申請がどのように扱われていたかを考察してみたい。筆者の居住する山口県から出された救恤申請について記したのが別表である。

(別表)日露戦争引揚損害救恤法 山口県関係者一覧表

氏名	職業・損害内容	損害申し立て額	救恤金額	備考
A	洗濯業、引揚による店舗、未払い債権および帰国途上の逮捕監禁	791 円	80 円	査定 70 円、本人死亡のため妻が申請
B	ペンキ屋、店舗放棄、帰国途上の逮捕投獄	844 円	80 円	査定 70 円
C	通訳、ロシア側に逮捕されドイツ経由で帰国。帰国経費と未払い給与	1031 円	90 円	査定 80 円
D	建物請負業、未払い債権	504 円	救恤不可	本人は徴兵忌避で逃亡中。日本へ引揚直後に中国へ逃亡か
E	飲食店など経営。店舗・資材・未払い債権	890 円 60 銭	110 円	査定 100 円
F	職業不詳。財産放棄	481 円	70 円	査定 60 円
G	鑿井業、放棄した機材など	3673 円 75 銭	500 円	査定額も同額。事業・信用などに疑問符
H	ロシア人家事手伝い。ロシア官憲に逮捕・連行。帰国費用と放棄した家財。	675 円	80 円	査定 70 円
I	ペンキ屋。帰国途中で監禁。旅費、服、未払い債権	425 円 44 銭	80 円	査定 70 円
J	写真業。ロシア側に逮捕され、ドイツ経由で帰国。旅費など。帰国直後本人死亡のため詳細不明	622 円 30 銭	80 円	査定 70 円、本人死亡のため母と弟が申請したが、弟の申請は却下
K	女工。逮捕・ドイツ経由で帰国。未払い給与・調度品など	637 円 50 銭	70 円	査定 60 円
L	船員。逮捕・ドイツ経由で帰国。旅費・未払い債権	1930 円	130 円	査定 120 円、本人死亡のため父が申請

M	女工。逮捕・ドイツ経由で帰国。旅費・財産放棄	627 円 75 銭	60 円	査定 50 円、本人死亡のため父が申請
---	------------------------	------------	------	---------------------

出典『日露戦役個人損害関係法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雑纂 申請書 道府県庁經由之部』(5.2.17 21-1-2)、および『日露戦役個人損害ニ関スル法律並勅令ニ基ク救恤金関係雑纂(査定原簿)』(5.2.17 21-7) ※史料中には申請者の実名が記載されているが、すべて省略した。

この表でわかるように、救恤金査定委員会はさらにもう一段階の「さじ加減」を行った。一部職業者の救恤金をカットしたことは先述したが、少額損害(貧困層)に査定額より一〇円上乘せした救恤金を支払うようにしていたのである。全国的にどうなっていたかがまだ不明なので、この点はさらに調査する必要がある。申請件数が多いのは長崎・熊本の両県であった⁽³⁰⁾。

一九一〇年一月、審査結果に基づき救恤金が交付された。日露戦後ウラジオストックに戻っていた邦人への救恤金交付の様子が記された史料が残っている。これによれば、一九一〇年一月二六日、申請者に対する救恤金告知が行われた。「呼出時刻ニ遅ルルヲ常トスル当地在留民カ指定時刻ヨリ早キハ勿論早朝ヨリ数多押掛ケ来リ」、金額をいち早く知ろうとして興奮していた、とある。ところが実際の救恤金額を知った瞬間、居留民たちは一斉に不満の声を上げた。金額に「千」の字が漏れていると言った者、金額に不満なので告知書を返すと言う者、自己の損害について述べ立てる者が出るなど混乱を極めた。しかしそれでも救恤金を受けたものはすぐに自己の債務返済などを始めた。また、ウラジオストックの居留民の場合、現地に高等小学校を作るための寄附をすることにしていたという。この報告書は、救恤金はとりあえず居留民の債務の問題を解決することはできたけれども、「其結果単ニ資本家ヲ利シタルノミニシテ現実ニ下級社会ヲ救恤セシコト簿(ママ)カリシカ如シ」と述べている⁽³¹⁾。

救恤金を交付された人々の反応もさまざまであった。先述の島田元太郎は、自身の手になるもの、他の居留民と連名で書いたものなど三通もの感謝状を送った。その一通には、「救恤金の用途につきてハ可成公益にして永く記念となるべき事業に使用致し度」と書かれている⁽³²⁾。低利融資をするための組織を作ると書かれていたが、実際にこの組織は創設されたようである⁽³³⁾。

逆に、受け取った金額に対して抗議をするものもあった。新潟出身の商人は長文の「伺書」を送りつけた。その中では、「一小売商店ニシテ六千円一露店商

人ニシテ四千円其他之レニ類スル突飛ナル下附ヲ受ケタルモノニシテ自ラ其ノ意外ナル巨額ニ喫驚且ツ感泣セルモノ多シ」として、正確な営業規模を審査せずに救恤金が出されていると批判していた⁽³⁴⁾。また、先ほどの交付状況を記した報告書の中でも、居留民の間には「辻店ニシテ二等商ト同一ノ取扱ヲ受タルモノアリ、損害額ノ数倍ヲ得タルモノアリ、店主ト店員ト同等ノ取扱ヲ受ケタルモノアリ、大工職ニハ厚クシテ洗濯業ニ薄カリシモノノ如シ、何等損害ナカリシ者ニシテ多額ノ救恤ヲ受タルモノアリ」という噂が飛び交っていたことが記されている⁽³⁵⁾。

以上のように、救恤金査定にあたっては、査定する側もかなり手探りで事態の処理に取り組んでいた。救恤金総額には上限があり、あわせて救恤対象も制約があるため、申請者が必ずしも満足を得る形にはなっていなかった。とはいえ、救恤金の交付対象になった人々は不十分でも借財を返済するための資金が一部手に入ることになった。しかし、政府側が法律第一条に引いた線引きによって、救恤されないまま放置された人々も出てくることになった。第二節において述べた、朝鮮半島城津にいた在留邦人はそのような人々であったといえるだろう。

小括—その後の展開を視野に入れて—

日露戦争による在留邦人損害への「救恤」は、本来この問題に対して消極的であった政府の政策転換が重要である。日露戦争後から続けられた救恤金請求運動に対して、当時の政府はきわめて冷淡であった。第一節でみたように、救済策を求める議会への請願委員会の席で、政府委員が、このような救恤制度を作るのは国家にとって「災難」とまで言い放ったのはその証拠であろう。しかしながら一九〇九年、日本政府は方針を転換して限定的な救恤策に転ずるのである。政府は救恤の権利性を否定し、救恤金の総額を設定した。また、救済対象を「引揚に伴う経済的な損害」にのみ限定することにした。そのうえ、救済対象となる引揚区域を線引きした。この一線からは、どのように異議があがっても一歩も政府側は譲らなかつた。あくまで救恤の主導権は政府側にあった。

このような一九〇九年救恤法への不満は、一九一〇年の議会に、「明治三十七八年日露戦役ノ際本邦船舶又ハ義州方面以外ニ於ケル韓国ニ在ル帝国臣民ノ直接損害ヲ被リタル者」への救済を求める法案が提出されたことでも分かるだろう。前年救済の対象からはずされた韓国の城津、そして船舶損害に対する救恤を再度求めたのである。しかし、政府側は頑強にこの法案に反対した。救恤金査定委員会委員長だった石井菊次郎は、衆議院の委員会で「若シ此城津ヲ救恤範囲ニ入レルト云フナラバ、更ニ此外ノ部デハドウスルカト云フコトニナル、其区別ヲ著ケルコトガ出来ナクナル」と露骨に本音を出した。貴族院の委員会では「城津方面ニ於ケル被害民カ戦争ノ開始後ニ於テ尚其ノ危険ヲ予期セサリシハ自己ノ過失ニシテ政府ハ之ニ対シテ救済ノ義務ナシ」と言い切った。結局この法案は、衆議院と貴族院の委員会で、当初の一〇分の一に救恤金総額を削減され、貴族院の委員会で更に「船舶損害」を対象からはずされたあげく、貴族院の本会議で否決された⁽³⁶⁾。城津や船舶損害については、結局「救済せず」の壁を越えられなかったのである。前年の救恤法で救出されている者もいるので請求するほうもかなり弱体化していたはずである。

しかし、一九〇九年に戦争被害に対して一定程度の「救恤」制度ができた意義はそれなりにあった。これから一〇年以上経過した一九二二年、ロシア革命やシベリア出兵に巻き込まれた日本人への救恤法令が制定された。このとき、法令制定理由には「若シ政府ニ於テ此等被害者ニ対シ幾分損失ノ実ヲ表スルトキハ仮令其金額ハ損失ヲ補償スルニ足ラストスルモ海外ニ於テ業務ニ従事スル者ヲシテ国家ノ庇護ノ厚キ其不慮ノ災厄ハ決シテ之ヲ座視スルモノニアラサルコトヲ知得セシメ我對外発展上ニ及ホス良影響ノ決シテ尠少ナラサルヘキハ疑ヲ容レサル所」という、一九〇九年の法律と同じ言葉が書き込まれていた⁽³⁷⁾。また、一九二二年の法律は、救恤金額を査定する機関の名称などが変わった(救恤金査定委員会→救恤審査会)だけで、基本的な骨格はそのまま流用されたのである。

また、一九二五年、第一次世界大戦で被害をこうむった邦人に対する救恤法令が制定された。政府の議会に対する法案提出理由では「戦争カ国民全体ノ共同責任ニ於テ行ハレサルヘカラサル点ヨリ見ルモ被害者ノミヲシテ其ノ損害ヲ負担セシムルノ不可ナルハ明ナリ」と記されていた⁽³⁸⁾。自国民の戦争被害に対

して、国家が「国家無答責」をたてにとって責任を負わないということはもはやできなくなっていたのである。ただし、戦争に対する直接損害などへの恒久法制定については容易ではなかった。これは第二次世界大戦の時代によく実現することになったのである⁽³⁹⁾。

今後は各時代別に制定された法令について明らかにしつつ、近代日本における戦争被害者の「救恤」制度の変遷と構造について明らかにしていくべく考察を重ねていかなければならない。

注

- (1) 今村成和『国家補償法』有斐閣、一九五七年。筆者はオンデマンド版を利用することができた。
- (2) 瀬川善信「日露戦争における在ロシア居留民保護問題」『法学新報』八七卷三一四号、一九八〇年、松本郁子『太田覚民と日露交流』、ミネルヴァ書房、二〇〇六年。
- (3) 伊藤信哉「日露戦争における「戦後補償」問題」『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇五年所収。
- (4) 清水恵「ロシア革命に巻き込まれた日本人」『日本の北方史と北東アジア』北海道・東北史研究会函館シンポジウムⅡ実行委員会、二〇〇三年、五四一五九頁、清水恵「「尼港事件」と殉難碑、そして函館」『挑水』創刊号、地域の情報を語る会、二〇〇三年、二三一三三頁。どちらも今は『函館・ロシア その交流の軌跡』函館日ロ交流史研究会、二〇〇五年に収録されている。また、拙稿「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一三号、二〇〇七年および「シベリア引揚者への「救恤」、一九二三年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一四号、二〇〇八年(ただし紙ベースのものではなく、CD-ROM版『山口県立大学学術情報』創刊号に収録)。
- (5) 『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇三四卷、東京大学出版会、一九八八年。
- (6) 『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇四〇卷、東京大学出版会、一九八八年。
- (7) 外務省文書『日露戦役ノ為メニ損害ヲ蒙リタル帝国臣民救済方ニ関シ北海道庁長官外七名ヨリ上申一件』(5.2.17.14)より。返答も同様。
- (8) 『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇四五卷、東京大学出版会、一九八八年。
- (9) 「日露戦争ニ因ル個人損害救済ノ件ニ関スル政府ノ方針明示方稟請」『日露戦役関係救

恤法律勅令發布前ニ於ケル個人損害申請關係 雜」第二二卷(5. 2. 17. 21)。この書簡の隅には墨書で「松田前蔵相ハ請願者ニ対シ外務省ヨリ照会アラハ救済金ノ支出ニ吝ナラズト明言セラレタリト云フ」と書かれて×で消されていた。その上に、寺内の話として「寺内陸相ノ話ニ依レハ松田大臣ハ支払フヘキモノハ支払フノ外ナシト云ヒタルニ止マルヘシト云フ」という鉛筆書きがある。どう言い直してみても、経済的損害救済実現の可能性が示唆される言葉遣いであった。

(10) 川上俊彦より外務省の倉知鉄吉政務局長へ。一九〇八年十一月二七日。前掲外務省文書(5. 2. 17. 21)。

(11) 『帝国議会衆議院議事速記録』二三巻、東京大学出版会、一九八〇年、二二六頁。

(12) 『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇五四巻、東京大学出版会、一九八九年。

(13) 「日露戦争ニ関スル個人損害救済ニ関シ閣議請求ノ件」一九〇九年一月一六日。『日露戦役個人損害ニ関スル法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雜纂 雜(法律、勅令、会議録速記録其他)』(5. 2. 17 21-4)第一冊。この文書は全二冊ある。

(14) 「日露戦役ニ関スル個人損害救済ノ義ニ付閣議請求ニ関スル件」石井菊次郎外務次官から、柴田家門内閣書記官長宛。一九〇九年一月二三日。前掲外務省文書(5. 2. 17 21-4)。ここには「右ハ政府ニ於テ閣議請求書記載ノ趣旨ニ依リ救済ヲナス大体方針ヲ決定セントスル次第ニ止マリ右方針決定ノ上ハ救済ヲナスヘキ範圍及救済ノ程度等ヲ調査スル為追テ委員会ヲ設置シ右調査ノ結果ヲ待チテ予算及給与ノ時期等ノ件ヲ研究スル筈ニ有之」とある。この「委員会」の詳細は不明。議会で行われているように、設立・活動はしていたことは間違いない。

(15) 墨書。欄外に「三月九日決定 外務(?)大臣承知」とある。閣僚のものと考えられる花押付。前掲外務省文書(5. 2. 17 21-4)。

(16) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇五四巻。

(17) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』二三巻。

(18) 『帝国議会貴族院委員会議録』二三巻、臨川書店、一九九六年

(19) 「法律第三八号ニ基ク救恤金査定経過要領」「外務大臣請議明治四十二年法律第三十八号ニ依ル救恤金ニ関スル件」『公文類聚』三四編巻二〇(独立行政法人国立公文書館所蔵)所収。一九一〇年一〇月二七日。

(20) 「新聞掲載案」作成日付などは不明。前掲外務省文書『日露戦役個人損害ニ関スル法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雜纂 雜(法律、勅令、会議録速記録其他)』(5. 2. 17 21-4)

第一冊。『東京朝日新聞』を参照することができたが、同紙では「個人救恤の審査」（一九〇九年四月一日付）と「日露個人損害救恤」（一九〇九年四月二四日付）が確認できた。前者は先に救恤請願書を出した人への呼びかけ、後者は勅令で定められた手続きについての説明記事である。

(21) 救恤金査定委員会に誰が任じられたかは、前掲外務省文書『日露戦役個人損害ニ関スル法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雑纂 雑(法律、勅令、会議録速記録其他)』(5. 2. 17 21-4) 第一冊にある。その後の救恤法で、審査委員に誰が任じられたかについては、拙稿「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一三号、二〇〇七年参照。

(22) 前掲「法律第三八号ニ基ク救恤金査定経過要領」。委員会の議事録は、外務省文書『日露戦役個人損害関係法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雑纂 委員会会議録』(5. 2. 17 21-6)にある。

(23) たとえば前掲拙稿「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」を参照してほしい。

(24) 前掲「法律第三八号ニ基ク救恤金査定経過要領」。

(25) 「救恤金査定委員会第二回会議議事」一九〇九年六月二一日。前掲(5. 2. 17 21-6)。

(26) 救恤金査定委員会の第三回議事録。一九〇九年九月二日。前掲(5. 2. 17 21-6)。現実には、後で作られた職業別救恤金額で、ウラジオストック・旅順の二地域から帰国した人に対しては、基本的な査定額が半額になっている場合もある。

(27) 前掲「法律第三八号ニ基ク救恤金査定経過要領」。

(28) この電報と書簡については前掲外務省文書(5. 2. 17 21-4) 第一冊。代表となった島田元太郎については、森川正七『北海の男』自費出版、一九七九年を参照。筆者は小樽市立図書館の蔵書を借覧した。

(29) 前掲「法律第三八号ニ基ク救恤金査定経過要領」。

(30) 「法律第三八号ニ基ク救恤金査定額類別表」前掲外務省文書(5. 2. 17 21-6)。

(31) 「日露戦役個人損害救恤ニ関シ報告ノ件」ウラジオストック総領事館ニ瓶兵ニより小村寿太郎外相へ。一九一一年四月一〇日。『日露戦役個人損害ニ関スル法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雑纂 雑(法律、勅令、会議録速記録其他)』(5. 2. 17 21-4) 第二冊。

(32) 前掲外務省文書(5. 2. 17 21-4) 第二冊。

(33) 前掲森川正七『北海の男』を参照。

- (34) 「日露戦役個人損害救恤金下附ニ関スル伺書」一九一〇年一二月二六日。前掲外務省文書(5.2.17 21-4)第二冊。
- (35) 前掲「日露戦役個人損害救恤ニ関シ報告ノ件」。
- (36) この法案については、『帝国議会衆議院議事速記録』二四卷、東京大学出版会、一九八一年。『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇五九卷、東京大学出版会、一九八九年。『帝国議会貴族院議事速記録』二六卷、東京大学出版会、一九八一年。『帝国議会貴族院委員会議録』二五卷、臨川書店、一九九六年。
- (37) 一九二一年五月三〇日の書類。外務省文書『露国革命関係救恤一件 大正十一年度法律制定ニ至ル迄ノ経過並ニ法令関係救恤審査会ノ組織、人事関係』(5.2.17 32-22)。外交史料館所蔵。
- (38) 「同盟及聯合國ト独逸国及其ノ同盟国トノ戦争ニ依リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル法律」の法案提出理由書。『公文類聚』四九編卷三四。
- (39) 赤澤史朗「戦時災害保護法小論」『立命館法学』一九九二年五一六号。

※朝鮮半島・城津の現在の地名については、山口県立大学の林炫情准教授に御教示を得た。記して感謝を表す。

※本論文は、平成二〇年度山口県立大学研究創作活動助成事業による成果の一部である。